

「適正な施工確保のための技術者制度検討会」の 検討状況について

「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」概要

担い手不足への懸念や生産性向上へのニーズ等の建設業の課題や、近年のICT技術の向上等の技術者制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、監理技術者等の配置のあり方や、担い手確保の観点からの技術検定制度の見直し等について具体化※に向けた検討を行う。

※前期検討会（H29.6）でとりまとめた施策の方向性を踏まえて具体化

委員

(土木分野)	小澤 一雅	東京大学院工学系研究科社会基盤専攻教授 [座長]	
	堀田 昌英	東京大学大学院工学系研究科教授	
	木下 誠也	日本大学危機管理学部危機管理学科教授	
(建築分野)	遠藤 和義	工学院大学建築学部建築学科教授	
	蟹沢 宏剛	芝浦工業大学建築学部建築学科教授	
	西野 佐弥香	京都大学大学院工学研究科准教授	
(法律分野)	大森 文彦	東洋大学法学部企業法学科教授・弁護士	
(経済分野)	大串 葉子	椋山女学園大学 現代マネジメント学部教授	(敬称略)

主な検討事項

- 監理技術者等の専任要件について
ICTの活用など代替手段の導入により、適正な施工を確保しつつ監理技術者等の専任要件の見直しが可能か検討。
- 技術検定等の実務要件について
技術検定の受検要件として設定されている学歴に応じた一定の実務経験年数について短縮が可能か検討。
- 営業所専任技術者の兼務について
ICTの活用など代替手段の導入により、主任技術者等との兼務を認める範囲を拡大することが可能か検討。

スケジュール（想定）

- 令和3年11月22日 第1回検討会
- 令和4年2月21日 第2回検討会
- 今後、更に議論を深め
令和4年春を目途にとりまとめ予定

令和4年2月21日

第2回 適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期) 資料-1

監理技術者等の専任制度について

1. 現状の監理技術者等の専任制度と課題

制度の現状

- 建設業法上、建設業者は、「建設工事の適正な施工」のため、建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの（技術上の責任者）として、監理技術者等を置かなければならない（法律）。
- 「重要な工事」については、監理技術者等を専任で配置しなければならない（法律）。「重要な工事」は、一律に請負金額3500万円（建築一式7000万円）以上のもの（一部除く）と規定（政令）。

○建設業法(抄)

(主任技術者及び監理技術者の設置等)

第二十六条 建設業者は、その請け負った建設工事を施工するときは、当該建設工事に関し第七条第二号イ、ロ又はハに該当する者で当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「主任技術者」という。)を置かなければならない。

- 2 発注者から直接建設工事を請け負った特定建設業者は、当該建設工事を施工するために締結した下請契約の請負代金の額(中略)が第三条第一項第二号の政令で定める金額以上になる場合においては、前項の規定にかかわらず、(中略)当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるもの(以下「監理技術者」という。)を置かなければならない。
- 3 公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事政令で定めるものについては、前二項の規定により置かなければならない主任技術者又は監理技術者は、工事現場ごとに、専任の者でなければならない。(後略)

(主任技術者及び監理技術者の職務等)

第二十六条の4 主任技術者及び監理技術者は、工事現場における建設工事を適正に実施するため、当該建設工事の施工計画の作成、工程管理、品質管理その他の技術上の管理及び当該建設工事の施工に従事する者の技術上の指導監督の職務を誠実に履行しなければならない。

- 2 工事現場における建設工事の施工に従事する者は、主任技術者又は監理技術者がその職務として行う指導に従わなければならない。

課題認識

- 建設工事の多様さ、施工方法や現場管理手法のICT化の進展を踏まえると、請負金額による一律の専任規制は、技術者配置が非効率になっている可能性があるのではないか。また、監理技術者等の施工管理業務においてもICTを活用することで効率化を図ることを推進すべきではないか。
- 建設工事費の上昇により、現在専任不要の工事は従前に比べて相対的に小規模な工事となっているのではないか。また、近年の働き方改革などの変化を踏まえ、専任技術者についてもより柔軟な配置を可能とする方策が必要ではないか。

2. 監理技術者等の専任制度の検討方針(案)

検討にあたって留意すべき事項

● 現場配置技術者に関する制度のあり方について

- 元請技術者だけでなく、下請技術者や技能者を含めた施工体制全体で合理化を図る必要がある。
- 専任制により、重要な工事へ技術者の確実な配置を確保してきたことも踏まえる必要がある。
- 働き方改革に逆行することのないよう、技術者個人の負担も考慮する必要がある。

● ICTを活用した施工管理について

- ICTの活用により監理技術者等の職務の代替を可能とする場合においても、適正な施工体制が担保できる方策を講じる必要がある。
- 将来のICTの進展を見据えた制度設計を行う必要がある。

検討方針

- 専任制度の見直しにあたっては、適正な施工体制の確保を前提としつつ、ICTの活用状況や今後の進展可能性を踏まえて検討を行う。
- 早期に導入可能なものから制度見直しを行い、制度の変更が及ぼす影響を見極めつつ、段階的に見直しを行う。
- まずは、直面している担い手不足の現状、生産性向上のニーズに直結する課題に対応するため、現行制度の見直しから検討を進める。
- 併せて、中長期的には、今後のICTの進展可能性を踏まえ、先進的な技術や個々の工事の特性に応じた適正かつ効率的な施工体制による施工が可能となる制度の考え方について検討を深める。

3. 監理技術者等の専任制度の検討の方向性(案)

○専任不要上限額の引き上げ検討

基準請負金額について、過去の工事規模との比較を行い、建設工事費デフレーター、消費税率等を踏まえ、引き上げ幅を検討。

○兼任可能な条件の検討

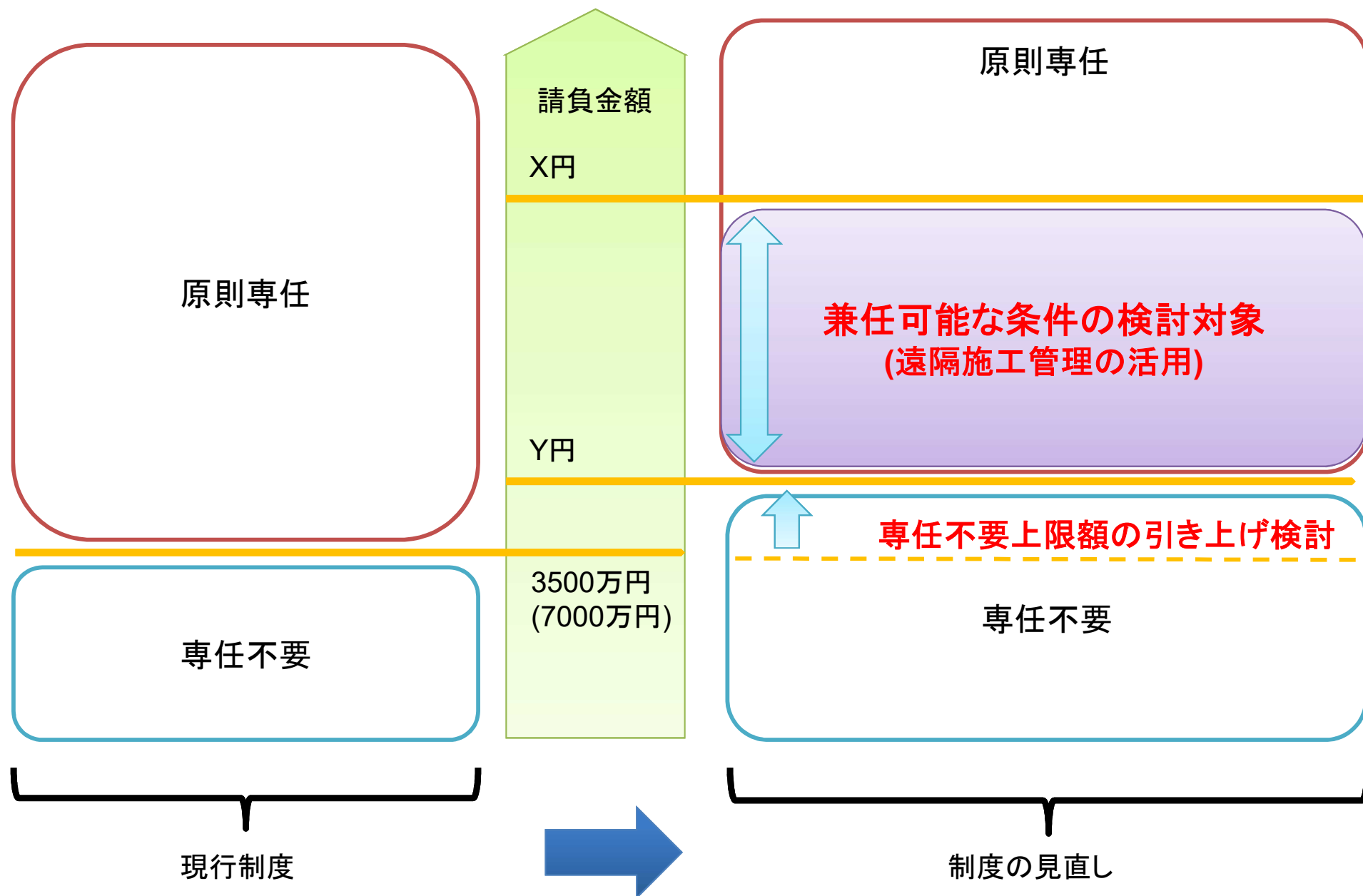
多様な建設工事においてICTの活用による施工管理の効率化を可能とするため、一定規模以下の工事に関して、兼任可能な条件を拡充することを検討。

○その他の検討

上記と併せて技術者配置の運用の合理化について検討。

※ ICTの活用度合いなど個々の工事の特性に対応するため、より柔軟な施工体制による工事施工が可能となるような制度設計について、中長期的な課題として今後検討。

4. 監理技術者等の専任制度の見直しイメージ (案)



※ 中長期的な課題については別途検討

令和4年2月21日

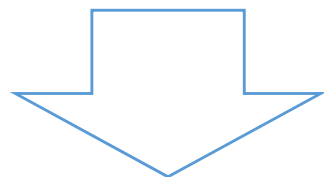
第2回 適正な施工確保のための技術者制度検討会(第2期) 資料-2

技術検定受検等に必要実務経験について

1. 技術者資格制度に関する課題について(案)

○現行制度の課題

- 建設業において担い手不足が進む中、優秀な人材を確保する上で、技術者資格の取得に必要な実務経験の長さが障害になるとの意見がある。
- 必要な実務経験の長さは学歴によって差が設けられており、同一職務を経験する場合であってもその必要年数に大きな差が出る場合がある。
- 技術者資格の取得に必要な実務経験は、指導監督的立場を求める部分を除き、業務上の立場・役割を限定しておらず、経験内容にかかわらず建設業に従事した期間の長さが求められている。



技術者資格要件の合理化を図るため、以下のような考え方で検討を行ってはどうか。

○基本的な考え方

- 監理技術者等として施工管理を行うためには、一定の実務経験が必要である。
- 現状、技術検定合格者(施工管理技士)を直ちに有資格者と見なせることのメリットは大きいとため、検定後に実務経験を積む方式については将来の検討課題とする。
- 技術者資格に関する条件は、知識についての条件と経験についての条件に分けて整理する。
- 知識については、原則として技術検定により計ることとし、検定内容の充実化等を検討する。
- 経験については、学歴による差を見直し、実務経験の内容を評価することにより、必要年数の短縮を検討する。

2. 技術者資格制度の検討の方向性について(案)

○技術検定受験資格の検討の方向性

- 第1次検定の受験資格について、(1級についても)一定年齢以上の全ての者に受験資格を認めることを検討する。
- 第1次検定の検定試験内容について、指定学科卒業者とそれ以外の者との間で検定内容に差を設けることを検討する。
- 第1次検定に合格した者を、建設技術者として最低限必要な知識を有するものとして扱うことを検討する。
- 第2次検定の受験資格について、施工管理に関する実務経験の内容に応じて必要な期間を検討する。

○実務経験による技術者資格の検討の方向性

- 指定学科の卒業者以外であっても、一定の条件下で指定学科の卒業者に準じた扱いができるような制度を検討する。

(参考) 技術検定の受検資格の概要(現状)

○1級の受検資格(合格者は「**監理技術者**」として現場配置可能)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数 ※1			
	指定学科		指定学科以外	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
大 学	卒業後 3年以上		卒業後 4.5年以上	
短期大学、高等専門学校	卒業後 5年以上		卒業後 7.5年以上	
高 等 学 校	卒業後 10年以上 ※2※3		卒業後 11.5年以上 ※3	
そ の 他	卒業後 15年以上 ※3			
2 級 技 術 検 定 合 格 者	条件なし	2級合格後 5年以上 ※3※4	条件なし	2級合格後 5年以上 ※3※4

※1 実務経験の年数には、指導監督の実務経験年数1年以上が含まれていなければならない

※2 「5年以上の実務経験の後に専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たす場合、2年短縮可能

※3 「専任の主任技術者としての実務経験1年以上」を満たす場合、2年短縮可能

※4 「専任の監理技術者のもとの実務経験2年以上」を満たす場合、2年短縮可能。

○2級の受検資格(合格者は「**主任技術者**」として現場配置可能)

学 歴 等	受検に必要な実務経験年数			
	指定学科		指定学科以外	
	第一次検定	第二次検定	第一次検定	第二次検定
大 学	条件なし ※5	卒業後 1年以上	条件なし	卒業後 1.5年以上
短期大学、高等専門学校		卒業後 2年以上		卒業後 3年以上
高 等 学 校		卒業後 3年以上		卒業後 4.5年以上
上 記 以 外		卒業後 8年以上		卒業後 8年以上

※5 当該受検年度の末日における年齢が17歳以上の者であること

① 主任技術者

	実務経験年数	指導監督の実務経験年数
指定学科卒業生		
大学・短大・高専 専修学校の専門課程（専門士、高度専門士）	卒業後 3年以上	－
高等学校、専修学校の専門課程	卒業後 5年以上	－
指定学科以外		
その他	10年以上	－

② 監理技術者（指定建設業 7 業種を除く）

	実務経験年数	指導監督の実務経験年数
指定学科卒業生		
大学・短大・高専 専修学校の専門課程（専門士、高度専門士）	卒業後 3年以上	2年以上（左記と重複可）
高等学校、専修学校の専門課程	卒業後 5年以上	2年以上（左記と重複可）
指定学科以外		
その他	10年以上	2年以上（左記と重複可）

指定建設業：土木工事業、建築工事業、電気工事業、管工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、造園工事業